

2. Q & A

No	質問	回答
1	送られてきた通知の趣旨は何ですか。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。
2	なぜマイナンバーの確認が必要なのでしょう。	
3	「資格情報のお知らせ」を受け取ったが、何をすればいいのでしょうか。	<p>通知書の内容をご確認いただき、ご自身のマイナンバー下4桁と合っているかをご確認ください。</p> <p>・間違いがない場合 そのまま大切に保管ください。 現状、保険証又はマイナンバーカードで医療機関の受診が可能です。 保険証を使用した医療機関受診は2025年12月1日までとなり、2025年12月2日以降はマイナンバーカードのみ、医療機関の受診が可能となります。 マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。</p> <p>・間違いがある場合 アイシン健保にご連絡ください。</p>
4	一部の家族のお知らせが入っていないのですが、なぜでしょうか。	<p>2024年8月9日時点に加入している被保険者（従業員）および家族、且つマイナンバーを登録している方を対象に通知を発行しています。</p> <p>①事業所（健康保険組合）にマイナンバーを提出していない ②事業所（健康保険組合）にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない ③2024年8月9日（通知用データ取込み日）以降に扶養追加の手続きをした</p> <p>等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。</p>
5	通知の内容を確認して全部正しかったので、どこかに連絡や手続きが必要ですか。	<p>連絡や手続きは必要ありません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。</p> <p>通知については、そのまま大切に保管ください。</p>
6	内容が合っていることを確認したら、このお知らせは廃棄していいですか。	「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。 医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。
7	マイナポータルにアクセスし資格情報が確認できたら、このお知らせは廃棄していいですか。	
8	医療機関に行くときは、保険証とこのお知らせを一緒に持っていかなくてはいけないのでしょうか。	<p>現状、保険証又はマイナンバーカードで医療機関の受診が可能です。 保険証を使用した医療機関受診は2025年12月1日までとなり、2025年12月2日以降はマイナンバーカードのみ、医療機関の受診が可能となります。 マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。</p>
9	この通知はどのような時に使うのでしょうか。	マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります。本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。
10	今の保険証はいつまで使えますか。	現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能です。
11	マイナンバーカードの健康保険証利用登録ができていないか確認する方法はありますか。	<p>マイナポータルの「マイナンバーカードの健康保険証利用」→「申込状況を確認」→「健康保険証としての登録状況」で確認ができます。</p> <p>(https://web.hir.myna.go.jp/Accept/checkStatus)</p>
12	マイナンバーカードを保険証としてすでに利用しています。今、持っている保険証はどうなりますか？（どうすればいいですか？）	2025年12月1日までは保管してください。この期間に資格の異動（退職や扶養削除など）、任意継続の資格喪失があった場合は保険証を回収させていただきます。